「道路運送車両法施行規則」の一部改正に関するパブリックコメントに対する 意見の概要とそれに対する国土交通省の考え方について

1. 自動車分解整備事業の認証基準(作業機械等)の見直しについて

お寄せ頂いたご意見の概要	国土交通省の考え方
・大型特殊は90%以上がディーゼルであり CO/HC テスターの保有は任意とするべき。	・今回の改正は、環境規制が強化されていることに伴い、今後の適切な分解整備の実施のために行うものであり、機器の保有は任意ではなく、認証基準として義務付けを行うことが妥当と考えております。なお、ディーゼル車のみを扱う事業場にあっては当該機器の保有は求めないこととしております。
・他の認証機器の見直しも実施して欲しい。	・今後も、引き続き自動車の技術の進歩 状況、関係者からのご要望等を踏まえ、 適切に見直しを行うこととしておりま す。

2. 自動車分解整備事業者の遵守事項の追加について ご意見はありませんでした。